

さくら市農業委員会総会議事録（平成２７年１０月定例総会）

１．開催日時 平成２７年１０月２６日（月）午後２時００分から午後３時５５分

２．開催場所 さくら市役所第２庁舎第１・２会議室

３．出席委員（２７人）

会長	２５番	田代 修一
委員	１番	薄井千恵子
	２番	小菅 和彦
	３番	中山 隆
	５番	齋藤 敏一
	７番	野上 春夫
	８番	田代 純一
	９番	齋藤 克之
	１０番	鈴木 有一
	１１番	小竹 勝
	１２番	肥後 太一
	１３番	石塚 信行
	１４番	手塚 栄一
	１５番	舟本 幸美
	１６番	門前 義夫
	１８番	渡辺 一郎
	２０番	谷田 年美
	１９番	大森 勝雄
	２１番	穴戸 孝男
	２２番	手塚 靖博
	２３番	池田 一孔
	２４番	落合千枝子
	２６番	福田 正和
	２７番	佐藤 利通
	２８番	石田多美子
	２９番	小林 功
	３１番	大木 忠一

4. 欠席委員（3人）

6 番 平山 光邦 17 番 大塚 明美 30 番 山崎 國一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1 号 非農地証明願について

議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 4 号 買受適格証明願について

議案第 5 号 買受適格証明書の交付を受けた者の該当申請書の提出後の
事務処理について

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 7 号 さくら市農業施策に関する建議・要望書について

第3 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一

農地調整係長 野崎 憲作

主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員27名、欠席委員は6番 平山光邦委員、17番 大塚明美委員、30番 山崎國一委員の3名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	みなさん、こんにちは。 10月も後半になり、秋らしい青空、こういう空を秋空というのかなという大変いい天気になっております。周りを見渡すと飼料米の収穫も随分進んで、ほとんど残り少なくなっている状況かなと思います。そうした中で、皆さんもご存じだとは思いますが、 TPP が大筋合意しまして、このまま決まったとおり行きますと、農業にとってかなり大きな影響があるのかなと感じています。このたびの農業委員改革の中にも農地最適化推進委員とか、いままでに聞きなれない言葉が出てきていますが、 TPP とかを見越しての考えかなと思います。これからの国内対策を国がどのように考えてくれているのか。いずれにしても農業はほかの産業と違って、国土の大部分に農地があるわけです。言い方が少し悪いのですが、炭鉱が閉山するようなわけにはいかないのです。農地が広い部分に残っているわけ

		ですから、それを将来にわたって守っていけるような。それを農家は永続的に営農を続けていく形を考えていただかないと、国民全体が困ってしまうと考えますので、心配ばかりしないで前向きに考えていく以外にはないと思います。 また、来月の５日に第２回の農業委員研修があります。それに関連して１１月１６日に山形県酒田市農業委員会への視察研修を予定しており、さくら市の２倍以上の農地面積がありますが、農業委員数はさくら市より１名少ない人数で活動していて、かなり先進的な農業委員会のようなので、ぜひ皆さんと一緒に視察しながら勉強させていただきたいと思っております。 それでは、ただいまからさくら市農業委員会１０月定例総会を開催いたします。
事務局	碓氷	それでは、さくら市農業委員会総会規則第５条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	田代	それでは、会議に先立ちまして本日午前１０時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第１調査会の委員長からお願いいたします。
１５番	舟本	本日午前１０時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第１号が１件、議案第３号が２件、議案第４号が１件の合計４件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第２調査会委員長の報告を求めます。
１２番	肥後	本日午前１０時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第３号の２件のみであります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第３調査会委員長の報告を求めます。
１８番	渡辺	本日午前１０時より２名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第２号の２件のみであります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願い

		します。
議長	田代	次に第４調査会委員長の報告を求めます。
３番	中山	本日午前１０時より１名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第２号が１件、議案第３号が１件の合計２件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 ７番 野上春夫委員、８番 田代純一委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第１号「非農地証明願いについて」を議題に供し、番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第１号番号１番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから２０年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
１１番	小竹	案内図１－１をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請内容は事務局の説明どおりであり、問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第１号番号１番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第１号番号１番は原案どおり承認されました。 議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号１番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山	議案第２号番号１番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
７番	野上	ただいまの事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第２号番号１番について、承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第２号番号１番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第２号番号２番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第２号番号２番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
７番	野上	ただいまの事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第２号番号２番について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 2 号番号 2 番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第 2 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 2 号番号 3 番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
28 番	石田	譲渡人と譲受人は親子関係にあります。申請の内容はただいまの事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第 2 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 2 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号番号 1 番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 0.5ha で、農業公共投資の対象になっていない土地ですので第 2 種農地と判断し、「住宅で集落に接続して設置されるもの」ですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
15 番	舟本	案内図 3-1 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 本申請は〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する

		案件であります。〇〇株式会社は宇都宮市に本店を置き、不動産建築業を主な事業とする資本金 63 億 5013 万円の法人であります。転用行為の必要性と土地の選定理由、申請地は、小学校、中学校また商業施設に近く、県道大田原線、国道 4 号線へのアクセスも良く、非常に高い立地条件となっております。土地利用計画、計画によりますと宅地、山林を含めた事業総面積 6,829.13 m²に、住宅用地、道路を整備し、建売分譲地 21 区画を確保しようとするものです。取水は公共上水道に接続し、生活雑排水は公共下水道へ接続する計画になっております。雨水については、雨水処理施設を設置し、区域内処理とします。資金計画につきましては、総事業費は 4 億 3100 万円ですべて自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、周囲は道路及び工場になっており、隣接する農地はないため、本日の調査会において現地調査を行いました但問題はないと判断しております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 番号 1 番について承認される方の挙手をお願いします。 【全員挙手】

議長	田代	全員挙手ですので、議案第 3 番号 1 番は原案通り決定いたしました。 続きまして、議案第 3 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号 2 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり 10ha 以上の第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
1 5 番	舟本	案内図 3 - 2 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を道路、田、宅地に囲まれた土地であります。本申請は〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件であります。〇〇株式会社は宇都宮市に本店を置き、不動産の売買、建築業を主な事業とする資本金 20 億 7750 万円の法人であります。転用行為の必要性と土地の選定理由、申請地は、小学校、中学校また商業施設に近く、国道 4 号線へのアクセスも良く、今後住宅化の進む地域と判断しており、建売住宅需要が確実に見込める立地条件となっております。土地利用計画、計画によりますと住宅用地、道路を整備し、建売分譲地 3 区画を確保しようとするものです。取水は公共上水道に接続し、生活雑排水は浄化槽にて処理を行い、隣接水路に放流します。雨水については、敷地内浸透処理とします。資金計画につきましては、総事業費は 4500 万円すべて自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において現地調査を行いました問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 番号 2 番について承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 3 番号 2 番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第 3 番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山	議案第 3 号 3 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
29 番	小林	案内図 3-3 をご覧下さい。（申請地の場所を説明する。） 申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。譲渡人の〇〇さんは、譲受人〇〇株式会社代表〇〇さんと親類関係にあります。転用行為の必要性、法人で経営するにあたり、20 年固定買い取り制度を利用して収益を安定させ、かつ周辺地域においては災害時に発電もでき非常事態に対応可能なエネルギーが供給できるという利点を活かし、太陽光発電事業を計画したものです。土地利用計画、敷地内に太陽光パネル 162 枚を設置し、発電量が 49Kw、年間発電量は 48,518Kwh であります。周囲に高さ 1m50cm の柵をつけて、敷地内への進入防止と地面に防草シートを張り、砂利敷きする予定であります。取水、排水はなく、雨水は自然浸透とします。資金計画につきましては、総事業費 3150 万円を自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策としましては、周辺には農地がないため被害はないと考えます。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 3 番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第 3 番号 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号 4 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
29番	小林	案内図3-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。譲渡人〇〇さんと譲受人〇〇さんは親子関係にあります。譲受人は現在、矢板市の賃貸住宅に家族と生活しておりますが、将来の生活を考え、今回の申請に至ったものです。申請地は、用途地域第1種住居地域の上阿久津台地土地区画整理事業区域内にあり、道路、上下水道等のインフラが整備されており、住宅地として最適地と考え選定したものです。土地利用計画、計画によりますと住宅1棟を建築し、駐車場3台分を確保しようとするものです。 資金計画につきましては、総事業費2801万円を全額自己資金で賄うとこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。また周囲には農地がないので影響は無いと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号4番は、原案通り承認されました。 続きまして、議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号5番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
28番	石田	案内図3-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を田、宅地、道路に囲まれた土地であります。譲渡人〇〇

		さんと譲受人〇〇さんは親子関係にあります。本申請は、譲受人〇〇さんが使用貸借により一般住宅として転用する案件であります。譲受人の〇〇さんは申請地の隣接で、造園土木業を営んでおります。現在は妻と子ども2人の計4人で矢板市のアパートに住んでおりますが、子どもたちの成長に伴い持屋が必要になりました。申請地は事務所が近く、仕事上都合がよいこと、また長男でもあるため、両親の扶養を考えると申請地が最適であり、所有者である父から土地を借り受けることができることとなったため、今回の申請に至ったものです。計画によりますと住宅1棟を建築するものです。取水は公共上水道に接続し、排水は合併処理後、排水路に放流する予定ですあり、土地改良区の同意を得ております。雨水は敷地内浸透といたします。資金計画につきましては、総事業費1500万円を全額融資で賄うとこととしており、金融機関の融資見込証明書が添付されております。また周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号5番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号5番は、原案通り承認されました。 議案第4号「買受適格証明願について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号1番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、農地法第3条許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
22番	手塚	申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。申請人の〇〇さんは、大規模農家であり、かつ認定農業者でもあるので問題はないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４号番号１番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４号番号１番は、原案通り承認されました。 議案第５号「買受適格証明書の交付を受けた者の当該許可申請書の提出後の事務処理について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第５号１番について朗読して説明する。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第５号番号１番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第５号番号１番は、原案通り承認されました。 議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 第１８条第１項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。 平成２７年度第７号 公告予定年月日は平成２７年１０月３０日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定７件、面積５,１３７８㎡、新規１３件、面積１０９,７７０㎡、合計２０件、面積１６１,１４８㎡です。 (利用権新規設定分を朗読して説明)

議長	田代	それでは質疑に入ります。
19番	大森	整理 No13 の賃借料ですが、JA 概算金と米 90 k g 相当額とありますが、これを金額にすると少し差があるのではないかと思います、どうなっていますか。
事務局	野崎	この借賃につきましては、10a 当たり米 90 k g ですが、面積が 657 m ² ということで、換算すると年間米 60 k g 相当額となっております。
19番	大森	了解しました。
議長	田代	その他になにかございますか。
議長 4	田代	内容であれば採決にはいります。 議案第 6 号について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号は、原案通り承認されました。
	(休憩)	(14:50～15:05)
議長	田代	再開いたします。 議案第 7 号「さくら市農業施策に関する建議・要望書について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	碓氷	議案第 7 号について朗読して説明する。
議長	田代	ただいま事務局から、建議・要望書のないようについて説明がありましたが、これに対して質疑等があればお願いします。
18番	渡辺	今回 9 月 10 日の豪雨により、荒川に災害が起きて、もちろん土地改良区の構造物も被害を受けたところです。災害復旧においては、激震災害の指定があれば 9 割位の補助が出るのかなとは思いますが、残り 1 割は地元負担ということで土地改良区が負担するのが一般的かなと考えます。事業費が大きいので、1 割と言っても農家にとっては大変な負担になると思います。そこのところを市で支援していただければと考えますので、要望

		書の中に付け加えてはいただけないか。
議長	田代	氏家地区においては、大体そういう施設は土地改良区が管理していますが、そもそも荒川の堰の管理は別になっているのですよね。
18番	渡辺	土地改良区管理の堰は土地改良区が負担するわけですが、早乙女地区は区長管理で、なにかあった場合には農家個人の負担になってしまうわけで、かなりおおきな金額の負担になると思いますので、災害がおきた場合、市で補助してもらえないかということです。
議長	田代	以前には米価もかなりの水準にありましたが、米価も下落して農家がその1割を負担する力も段々低下している、また用水と言っても田に使うだけではなく、地域の生活用水としても使われており、防火用水になることもある、地域の環境に貢献する部分もあるということも踏まえて、事業の1割と言ってもかなりの金額になるので、今後は農家だけが負担するのは難しいので、できれば市としても考えていただければという要望も入れてほしいということですよ。
18番	渡辺	できればお願いしたい。
議長	田代	それでは災害における支援等について、付け加えることとして、建議・要望書を修正のうえ提出するということによろしいか。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議がないということで、そのようにいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」はお目通し願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。 (午後3時55分閉会)